

改正案	現 行
<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 その他の文字等</li> </ol> <p>登録証明機関が一の技術基準適合証明又は工事設計ごとに十けた以下のアラビア数字により定めるものとする。この場合において、アラビア数字の頭字の前に五文字以内の英字を付すことができる。ただし、次に掲げる特定無線設備に係る一の認証工事設計（無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第5条第4項の規定により工事設計認証を受けたもの、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第156号）附則第4条第2項の規定により工事設計認証を受けたもの及び同令の施行の日前に工事設計認証を受けたもの（第十五号から第十八号までに掲げる特定無線設備に係るものを除く。）を除く。）であつて、他の認証工事設計の空中線の型式、構成又は利得のみを変更したものの文字等は、当該他の認証工事設計のものと同一とすることができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>証明規則第2条第1項第11号の8の2に規定する特定無線設備</u> <u>七～二十三</u> (同左)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (同左)</li> <li>2 その他の文字等 (同左)</li> </ol> <p>一～五 (同左)</p> <p><u>六～二十二</u> (同左)</p>